



今後の検討について

令和4年6月

総合通信基盤局 電波部

電波環境課

Ⅱ 各個別分野における規制改革の推進

2. スタートアップ・イノベーション

(4) イノベーション促進に向けた日本の技術基準適合証明の見直し

【令和4年度中に結論、結論を得次第速やかに措置】

<基本的考え方>

身の回りのあらゆる電気製品には、無線LANやBluetoothなどの無線機器が搭載されるようになってきている。全ての人とモノがつながり、様々な知識や情報が共有される Society 5.0 の実現に向け、今後、IoT技術は一層発展し、無線機器の利用は今以上に拡大することが予想される。

他方で、我が国で無線LANやBluetooth等の無線機器を流通させるためには、機種ごとに、製造事業者が、「技術基準適合証明」、いわゆる「技適」を取得する必要がある。海外で認証を受けた無線機器も、別途、我が国の認証を受ける必要があるところ、認証に係る試験項目の中には、海外と同等又は類似のものがあり、認証に係る試験の一部を省略できるものもあると考えられる。

今後、世界中で無線機器の利用が拡大していく中で、我が国製造事業者の費用負担削減という観点とともに、開かれた日本のマーケットにおいて、我が国の消費者が引き続き最先端の無線機器を利用できる環境を確保する観点からも、日本独自の認証基準を維持することの必要性及び相当性は検証されるべきであり、可能な限り、国際基準に調和させていくことが必要である。

以上の基本的考え方にに基づき、以下の措置を講ずるべきである。

Ⅱ 各個別分野における規制改革の推進

2. スタートアップ・イノベーション

(4) イノベーション促進に向けた日本の技術基準適合証明の見直し

【令和4年度中に結論、結論を得次第速やかに措置】

<実施事項>

総務省は、令和4年3月に立ち上げた「無線LAN等の欧米基準試験データの活用の在り方に関する検討会」において、日本と欧米における認証に必要な技術基準、試験項目、測定法等の差異を特定し、欧米基準の試験データの活用等による認証の効率化について検討を行う。具体的には、スタートアップ等の中小製造事業者や、海外の製造事業者等の様々な立場の意見も聴取した上で、欧米基準との差異を維持する必要性及び相当性についても検証し、欧米との調和を踏まえた、無線LAN等の技術基準適合証明等の見直しを行う。その際、海外で認証済みの一定の無線機器について、我が国の認証における試験を省略して使用可能にすることを含めた検討も行う。また、総務省は、登録証明機関によって認証結果が異なることがないよう、試験項目や測定法を含む認証手続のガイドラインの作成等を行い、登録証明機関に対する周知を行う。

- ▶ 本検討会は、令和4年度中に一定の結論を得ることを想定。
- ▶ 第5回以降については、これまでの調査結果等をもとに、さらに次の内容について検討を行うのはどうか。

○大きな議論

- 日本のマーケットや日本企業の国際競争力をどう考えるか（現状、将来）

○現状分析

- 日本市場の現状（開放性／閉鎖性）
- 外国から持ち込まれる無線機器等による電波障害

○ヒアリング

- 国内の中小・ベンチャー企業
- 海外の製造事業者
- (- 最新の通信業界事情に精通している専門家)

○諸外国の制度調査や他分野の同等性確保手法調査を踏まえた検討

- 我が国でも採用を検討すべき諸外国の取組はあるか
- 無線機器認証分野への採用を検討すべき他分野の好取組はあるか

○本検討会を踏まえたアウトプットの在り方

- 登録証明機関向けガイドライン
- 製造事業者向けベストプラクティス
- 欧米認証機関向けの情報共有

○その他

- (- 2.4GHz帯小電力データ通信システムの技術的条件)